

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 52,212 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 883,937 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	202,025	143,332	10,500			48,193
老人福祉費	57,383			7,601		49,782
児童措置費	69,578	59,221				10,357
母子父子福祉費	6,898	2,242				4,656
小計	335,884	204,795	10,500	7,601	0	112,988
社会保険						
国民健康保険対策費	92,486	35,580			22,082	34,824
介護保険対策費	177,041	2,991				174,050
後期高齢者医療費	236,330	41,912		1,644	30,130	162,644
小計	505,857	80,483	0	1,644	52,212	371,518
保健衛生						
予防費	24,480					24,480
母子衛生費	3,269	36				3,233
子ども医療費	14,068	2,415		5,000		6,653
健康づくり事業費	379			123		256
小計	42,196	2,451	0	5,123	0	34,622
合計	883,937	287,729	10,500	14,368	52,212	519,128

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、平成29年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は平成29年度当初予算書の「目」の名称。事業費は【目】のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計操出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計操出金に充当。